

「大阪市消費者保護審議会」 の委員を公募します



エルちゃんファミリー



消費者センター
メインキャラクター
エルちゃん

締切
令和8年6月12日(金曜日)
応募期間内消印有効

応募・問い合わせ：大阪市消費者センター
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンターITM棟3階
TEL 06-6614-7521

大阪市消費者保護審議会委員の公募について

大阪市では、消費者保護条例に基づき大阪市消費者保護審議会を設置しています。本市が進める消費者施策について、市民の皆さまのご意見を市政に反映させるため、消費者の立場から参加していただける大阪市消費者保護審議会の委員を公募します。

対 象：大阪市内に在住しておられる方で、大阪市職員でない方

公募委員数：2名以内

任 期：委嘱の日から2年間

役割・報酬：年に数回、審議会に出席していただきます（平日開催）。審議会はWeb併用で開催する場合があります。
審議会に出席していただいた場合は、報酬をお支払いいたします。

応募方法：「消費者被害の防止について」日常生活や地域活動などそれぞれの場に応じて、あなたが思うことをテーマにした小論文（800字以内）と、別に住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別（任意）、電話番号、消費生活について日頃から取り組んでいることをご記入のうえ郵送ください（ファックスでのお申込みは受け付けておりません）。
なお、様式は自由ですが、別紙の応募用紙がございますのでご利用ください。応募用紙は大阪市消費者センターホームページからも入手できます。
URL <https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/page/0000678006.html>

選考方法：公募委員の選考はいただいた応募書類をもとに行います。（必要に応じて面接を行うことがあります。）結果については、後日、文書により通知させていただきます。
なお、いただいた応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
（提出書類に記載いただいた個人情報については、大阪市消費者保護審議会公募委員の選考に関する業務にのみ使用し、他の業務には一切使用いたしません。なお、委員に就任いただいた方の氏名については公表いたしますのでご了承ください。）

応募期間：令和8年5月12日（火曜日）～令和8年6月12日（金曜日）
応募期間内消印有効

応募・問い合わせ：大阪市消費者センター
〒559-0034
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンター ITM棟3階
TEL 06-6614-7521